

関西大学大学院 学生員○木下 嘉昭

関西大学工学部

藤本 成児

関西大学工学部 正会員 井上 雅夫

1. はじめに

近年、我が国では、公共事業の在り方を見直そうという機運が高まってきているものの、海岸行政においては、海岸管理者が海岸整備事業計画の決定後、いわば事後承諾の形で情報を提供するにとどまり、住民の意見が事業に反映される機会はほとんどなかった。しかし、1999年の海岸法改正により、それまで「防護」のみであった法目的に「環境」と「利用」が加えられた。また、海岸整備計画の策定に際し、地域住民の意見が反映できるようにもなった。しかしながら、我が国では住民参加の手法や制度が十分に整備されておらず、その体系的な運用は図られていない。そこで本研究では、現状の海岸行政における住民参加の実態を調査するとともに問題点を抽出し、その改善策を提案しようとした。具体的には、これまでほとんど明らかにされていなかった海岸保全基本計画の策定および海岸整備事業における住民参加の現状を調査することにより、海岸行政における住民参加の全貌を明らかにしたうえで、合意形成型の海岸整備事業の実現にむけて、二、三の提言をしようとした。

2. 調査概要

本研究では、海岸法の改正によって、海岸整備事業にどの程度、住民参加が取り入れられようになったのか、また、住民参加があまり行われていないとすれば、その原因は何によるのかを調査し、さらに、事業担当者は公共事業への住民参加に関して、どのように考えているのかを明らかにしようとした。調査方法は、全国の海岸を有する39都道府県の実務担当者を対象に、FAXおよびe-mailを用いてアンケート調査を実施した。調査内容は、海岸保全基本計画策定時における住民参加の現状など全11項目、対象とした事業は、国土交通省が管轄する海岸整備事業で、実際に利用されている海岸整備事業を調査の対象とした。

3. 調査結果および考察

図-1には、海岸保全基本計画の策定状況を示した。現在、既に海岸保全基本計画を策定しているのは全体の62%、また策定中は38%であった。1999年の海岸法改正により、海岸保全基本計画の策定が義務づけられたが、地域によって、海岸保全基本計画策定の取り組みには、かなりの温度差がある。

図-2には、海岸保全基本計画策定時における住民の参加形態を示した。最も多いのはアンケートの30%、ついでHPによる閲覧が23%であった。また、海岸保全基本計画の策定手法として、HPによる閲覧等のWEBを利用したものが全体の約3割を占めている。このことから、地域社会の主役である年配者の参加は困難であるといった問題が予想される。したがって、幅広い年齢層の意見を海岸保全基本計画策定に反映させるためにも、WEBを利用した方法と他の手法とを巧みに組み合わせる必要がある。

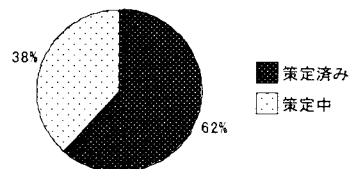


図-1 海岸保全基本計画の策定状況

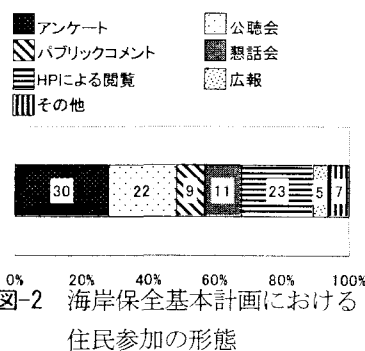


図-2 海岸保全基本計画における住民参加の形態

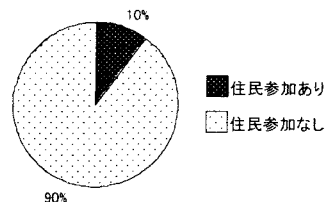


図-3 海岸整備事業における住民参加の現状

図-3には、現在実施中の海岸整備事業における住民参加の現状を示した。現在実施中の海岸整備事業で住民参加が行われているものは全体の10%に過ぎず、海岸整備事業における住民参加の取り組みは、ほとんど進んでいないのが現状である。この理由として、従来、海岸整備事業における住民参加の事例が非常に少なかったことなどが考えられる。

図-4には、海岸整備事業における住民参加の形態を示した。以下、図中に「過去」と示したものは、すでに整備事業が完了しているもの、「現在」とは、現在整備事業を行っているものである。図-3に示したように、現在、海岸整備事業を実施中のもので住民参加が行われている割合は全体の10%であるが、事業件数に着目すると、住民参加型の海岸整備事業の件数は着実に増加していることがわかる。

図-5には、海岸整備事業を行う際に住民参加を取り入れるようになった動機を示した。これによると、住民からの要望、環境意識の高まりなどが住民参加を取り入れるようになったきっかけになっている。さらに、このような傾向が現れた理由としては、近年、住民が行政に対して公共事業の透明性の増大を望んでいること等も考えられる。

図-6には、完了した整備事業において、住民参加が取り入れられなかった要因を示した。また、図-7には、現在実施中の整備事業において、住民参加が取り入れられなかった要因を示した。これらによると、整備が完了した事業において、最も多いのは防護に対する専門的知識が最重要が34%、ついで法的定めがなかったが18%である。また、現在実施中の整備事業において、最も多いのは継続事業の重視が40%、ついで海岸保全基本計画策定後に検討するが20%である。従来は、防護の観点から海岸整備が行われており、それに関する専門的知識が優先されてきた傾向があった。しかし、最近では、海岸保全基本計画策定後に検討するというように、行政が事業に住民参加を取り入れようとする姿勢はみてとれるものの、その対応は極めて慎重である。この原因として、海岸整備事業において住民参加を行った事例が非常に少なく、そのための手法が確立されていないことなどが考えられる。

海岸整備事業への住民参加に対する行政側の意見聴取を行った際、住民参加に対する代表的なものは以下のものであった。

- ①多岐にわたる住民のニーズを把握するために、検討委員会や懇談会などへの住民参加は有用な手段である。
- ②行政が参加を呼びかけるのではなく、地域住民から自発的に意見があがってくるようでないとうまく機能しない。
- ③住民の意見を取り入れるべきであるが、意見の集約は難しい。

以上のように、行政側も住民参加の必要性は十分に認識している。しかし、その手法が確立されておらず、その対応が慎重になっているのが現状である。

最後に、ご多忙の中、調査に協力してくださった関係各都道府県の担当者に深謝の意を表する。

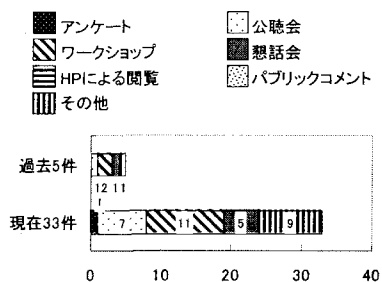


図-4 海岸整備事業における住民参加の形態

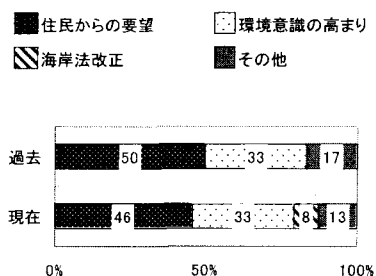


図-5 住民参加を取り入れるようになった動機

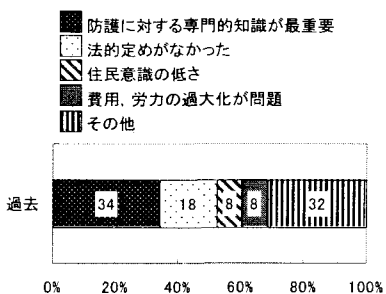


図-6 住民参加が取り入れられなかった要因(過去)

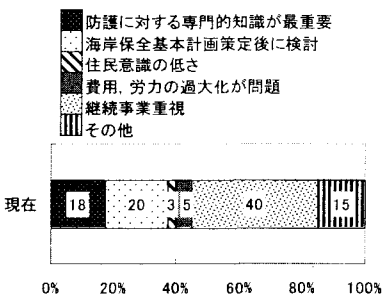


図-7 住民参加が取り入れられなかった要因(現在)